

火 災 予 防

回 覧

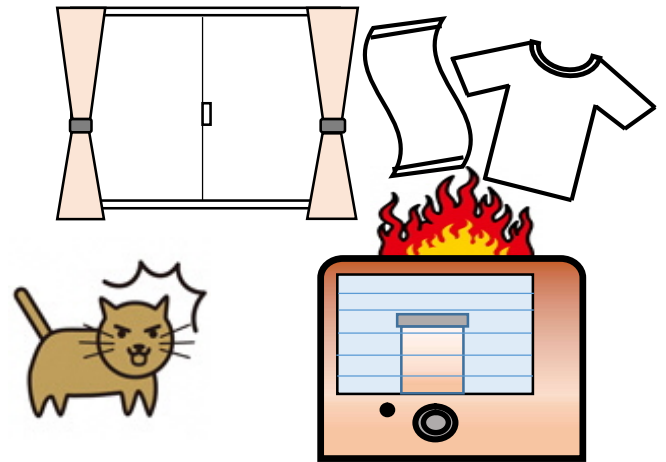
火災はちょっとした不注意によるものから自然災害によるものまで原因は様々です。

これからの季節は、暖房器具などの火気の使用が増えるとともに、空気の乾燥により火災の発生しやすい時季となります。未然防止対策をとることで、火災発生のリスクを減らし生命・身体・財産を守りましょう。

暖房器具の出火防止対策

① 暖房器具を使用する前の確認

- ・掃除をしてほこりなどを落とす
- ・コードや機器本体が損傷していないか
- ・燃料（灯油、ガス）が漏れていないか
- ・停止ボタンが正常に作動するか



② 暖房器具の使用

- ・暖房器具を使用するときは、可燃物が接触しない位置で使用し、こまめに換気をしてください。また、洗濯物などを同室で干している場合には、暖房器具の上に落ちたり接触したりしないよう十分な距離をとるなどの注意が必要です。
- ・燃料を補給する際は、燃料の種類を確認し、必ず電源をOFFにして少し時間をおいてから、なるべく風通しの良い屋外で給油しましょう。
- ・使用しないときや出掛けるときは、必ずコンセントを抜いてください。

③ 使用しないとき

- ・暖かくなって暖房機器を片付けるときは、燃料を使い切り、電池なども外した状態にしましょう。

収れん火災に注意！！

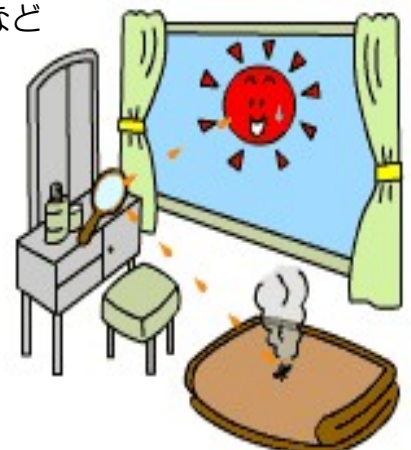
収れん火災とは、太陽の光がレンズ等に反射し光が集まって火災が発生する現象です。

冬季は太陽の位置が低く、部屋の奥まで日が差します。

メガネや鏡などの光を集めやすいものはなるべく引き出しなどに収納するようにしてください。

収れん火災の原因となる可能性のあるもの

- ・ガラスの花瓶 ・ステンレス製のボウル
- ・金魚鉢・メッキ加工した車のアルミホイール
- ・水入りペットボトル
- ・水の溜まったビニールハウスの覆い など



住宅用火災警報器の設置・維持管理が大切です！！

住宅火災による死者の多くが、就寝時間帯に逃げ遅れにより発生していたことから、早期に火災の発生に気づき、逃げ遅れによる死者を防ぐため、全ての住宅の寝室及び寝室に通ずる階段等に住宅用火災警報器の設置が義務となっています。

君津市では、平成20年6月1日より、既存住宅の設置が義務となっておりますので、設置されていない方は早期に設置してください。

また、設置されている方は以下に注意しましょう！

- (1) 警報器の点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認を実施してください。
- (2) 火災警報以外の警報が鳴った場合で故障・電池切れが分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。

なお、住宅用火災警報器を設置してから10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

住宅用火災警報器「10年経ったら取り換える！」
夜間など就寝中の火災を早期に発見し、避難できるよう、住宅用火災警報器の維持管理が大切です。



令和6年度 防火ポスターの表彰式を実施しました。

君津市では、秋季全国火災予防運動に合わせ、広く防火・防災思想の普及・啓発を図る目的で、市内小中学校の児童・生徒を対象に防火ポスターを募集したところ、防火ポスター373点の応募がありました。

厳正な審査を行った結果、君津市長賞等の特別賞14点のほか、学年ごとに金賞、銀賞、銅賞を選考しました。

防火ポスター特別賞は、

君津市ホームページをご覧ください。



問合せ先 君津市消防本部予防課
0439-53-1904